

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了	H27.06.05
作成	H25.12.26

検討課題	26	第2次総合計画策定の是非により、条例の改正の検討を行う		
区分	Ⅲ - B			
関連条例内容	<p>(議会の議決事件)</p> <p>第11条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の法第2条第4項に規定する基本構想(以下「基本構想」という。)の変更(軽微なものを除く。)又は廃止</p> <p>(2) 基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止(平23条例23・一部改正)</p>			
検討内容	・26年度中にまちづくり基本条例の改正の確認。			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第96条第1項に列挙され、その主なものは、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することと規定。 ・第11条では、地方自治法96条の2項の規定による議決事件を規定。 ・第11条では、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号。平成23年5月2日公布)により同法第2条第4項が改正され、市町村の基本構想策定に関する義務付けが撤廃されたため、本条例における基本構想を改正前の地方自治法第2条第4項と規定し、改めて当該基本構想の変更及び廃止とそれに基づく基本計画の策定、変更、廃止を議会の議決事件として規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号。平成23年5月2日公布)により、市町村の基本構想策定に関する義務付けが撤廃されたため、今後、第2次総合計画を策定することを、まちづくり基本条例に規定した場合に、議会の議決事件として条例の改正を行うことの検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の議決については、総合計画条例に位置付け、基本計画は議会基本条例に位置づけることを確認。(平成27年4月6日会派代表者会議) ・基本構想の議決については、総合計画条例に位置付け、基本計画は議会基本条例に位置づけ、6月定例会において議会基本条例の一部改正を行うことを確認。(平成27年5月22日議会改革推進会議) 	